

ふるさと納税における返礼品競争の要因と問題点

Problems of Return Gifts in the Hometown Tax Donation System

土屋 仁美
Hitomi TSUCHIYA

はじめに

2019年度税制改正により、ふるさと納税に「ふるさと納税指定制度」（地方税法第37条の2第2項柱書および第314条の7第2項柱書）が導入された。総務大臣が定めた基準に「適合した地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定」¹、指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外となる制度である²。

ふるさと納税が2008年に創設されて以来、ふるさと納税の受入額および受入件数は常に右肩上がりに増加してきた。2018年度の実績は、制度の受入額が約5,127億円、受入件数が約2,322万件となっている³。「返礼品がなければ、制度がここまで定着し、活用されることは無かった」との見解がある一方で、「返礼品が過度に重視される」ことが問題視されてきた⁴。

地方自治体による過度な返礼品競争に対して、国は2015年から2018年までに、技術的助言⁵として計4度の通知⁶を

発出し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を要請してきた。しかし、「一部の地方自治体が過度な返礼品を送付することによって多額のふるさと納税を集めている状況が継続していること」から、「制度的な対応を講じる必要がある」として⁷、「ふるさと納税指定制度」が導入された。

制度の見直しを表明した2018年9月11日の閣議後記者会見では、野田聖子総務大臣（当時）によって、「一部の地方団体において通知に沿った対応が行われていない実態」、「過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体」、「一部の地方団体による突出した対応」、「制度の趣旨に沿わない返礼品を送付している地方団体」という表現が用いられ⁸、通知に従わない一部の地方自治体の責任が強調されている。

この閣議後記者会見については、「当然だろう」と評価する見解もある⁹。しかし、返礼品競争が過熱した原因を地方自治体だけに帰すことには問題がある。地方自治体に

¹ 総務省ふるさと納税ポータルサイト「ふるさと納税に係る指定制度について」（2019年4月1日）〈https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html〉（閲覧日：2020年2月27日）。

² 総務省自治税務局「ふるさと納税指定制度における令和元年6月1日以降の指定等について」〈https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190514_02.pdf〉（閲覧日：2020年2月28日）9頁。

³ 総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和元年度実施）」（2019年8月2日）〈https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190802.pdf〉（閲覧日：2020年2月27日）2頁。

⁴ 総務省「ふるさと納税の返礼品に関する有識者の意見の概要」（2017年4月1日）〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000476920.pdf〉（閲覧日：2020年2月26日）。この概要は、2017年2月下旬から3月上旬までに、総務省自治税務局市町村税課において、ふるさと納税の返礼品に関する課題とその改善策について、有識者から個別に聴取した意見である。

⁵ 技術的助言とは、「地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知」（総務省「報道資料 総務省における今後の通知・通達の取扱い」（2011年7月12日））〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo02_01000005.html〉（閲覧日：2020年2月25日）であり、規範性や拘束性はなく（第177回国会衆議院総務委員会第4号（2011年3月10日）5頁（片山国務大臣発言））、技術的助言に従わなかったことを理由とする不利益な取扱いはできない（同法第247条3項）。

⁶ 2015年から2018年までに技術的助言として発出された通知には、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（2015年4月1日総税企第39号総務大臣通知）、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（2016年4月1日総税企第37号総務大臣通知）、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（2017年4月1日総税市第28号総務大臣通知）、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等に関する留意事項について」（2017年4月1日総税市第29号総務省自治税務局市町村税課長通知）、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（2018年4月1日総税市第37号総務大臣通知）がある。

⁷ 地方財政審議会「平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（2018年11月20日）〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000585594.pdf〉（閲覧日：2020年2月27日）11頁。

⁸ 総務省「野田総務大臣閣議後記者会見の概要」（2018年9月11日）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000726.html〉（閲覧日：2020年3月16日）。

⁹ 谷隆徳「ふるさと納税の動向と展望」地方財務771号（2018年）10頁。

よる返礼品競争が過熱し、改まらない背景には、ふるさと納税自体の構造に要因があるからである¹⁰。また、返礼品の有無に限らず、ふるさと納税には、憲法上の問題が内在している¹¹。

そこで、本稿では、ふるさと納税について概観し、ふるさと納税の定着と拡大における返礼品の影響を明らかにしたうえで、ふるさと納税において返礼品競争が過熱した制度的要因と、憲法上の論点として地方自治の本旨からみた問題点について考察する。

1 ふるさと納税の概要と意義

(1) ふるさと納税の概要

2008年度税制改正において、地方自治体に対する寄附金税制の見直しが行われ、いわゆる「ふるさと納税」が導入された¹²。この制度には「『納税』という言葉がついている」が、「実際には、都道府県、市区町村への『寄附』」である¹³。「一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除」されるが、「ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象」となる¹⁴。形式的には、「寄附金額の一定額を所得税・個人住民税から控除する『寄附金控除』の仕組みを用いた制度である」が、実質的には、ふるさと納税の利用者が納める個人住民税の一部について、利用者の居住地である自治体から寄附先の自治体に移転する効果を有している¹⁵。

ふるさと納税に対しては、個人住民税の一部の移転を「住民の居住地変更を伴うことなく、可能にしたという点

で、諸外国に例を見ない、ある意味において画期的な制度である」との評価がある一方で、「そうした異例の制度設計が、……返礼品競争に名を借りた事実上の租税競争など、各種の租税外部効果の発生を招いている」ことが指摘されている¹⁶。

(2) ふるさと納税の意義

ふるさと納税は、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた『ふるさと』に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」という問題提起に端を発している¹⁷。

「ふるさと納税研究会報告書¹⁸」では、ふるさと納税の導入によって、「納税者の『ふるさと』に対する真摯な思いを制度的に表現することが可能になり、そのことが『ふるさと』に対する思いの高まりや自治意識の進化につながり」、各地域に活力が生まれることが期待されている¹⁹。

しかし、実際には、「自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うこと」が可能であり、「ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等を見た上で、応援したい自治体」を選ぶことができる²⁰。納税者から見れば、「寄附先の自治体を特定しないこと及び寄附金控除が受けやすいことから納税者の寄附の意思が寄附先の自治体に直接反映」されやすいことを意味する。また、地方自治体から見れば、返礼品に地域の特産品などの物品等を配布することが多いことから、各自治体の特性を反映しやすいという制度的な特徴を有していることになる²¹。

¹⁰ 片山善博は、「そもそも返礼品競争がエスカレートするのは、自治体の姿勢に問題があるのではなく、ふるさと納税制度自体に欠陥が内在している」と指摘している（片山善博「ふるさと納税は何が問題なのか——総務省のフェイクを鵜呑みにするマスコミ」世界914号（2018年）72頁）。

¹¹ 同上書72頁。

¹² なお、2016年度税制改正により地方創生応援税制として、いわゆる「企業版ふるさと納税」が導入されているが、本稿では個人納税者を対象とする「ふるさと納税」に焦点を当てる。

¹³ 総務省ふるさと納税ポータルサイト「よくわかる!ふるさと納税」〈https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/about/〉（閲覧日：2020年3月8日）。ふるさと納税制度は、「『ふるさと寄附金』制度と呼ぶのが適当であり、当初は総務省もこう呼んでいた」が、現在では「ふるさと納税」という呼び方で統一されている（知原信良「再訪：ふるさと納税について」論究ジュリスト28号（2019年）195頁）。

¹⁴ 総務省ふるさと納税ポータルサイト・前掲注（13）。

¹⁵ 下村卓矢「地方税法等の改正」財務省『平成27年度税制改正の解説』〈http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0924_0997.pdf〉（閲覧日：2020年3月12日）932頁。

¹⁶ 深澤映司「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」レファレンス818号（2019年）78-79頁。

¹⁷ 総務省「ふるさと納税研究会報告書」（2007年10月）〈https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf〉（閲覧日：2020年2月26日）1頁。

¹⁸ 総務省「ふるさと納税研究会報告書」（2007年10月）〈https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf〉（閲覧日：2020年2月26日）。

¹⁹ 総務省・前掲注（17）24頁。

²⁰ 総務省ふるさと納税ポータルサイト・前掲注（13）。

²¹ 安田信之助・小山修平「地域経済活性化とふるさと納税制度」城西大学経済経営紀要34巻（2016年）52頁。

総務省が開設した「ふるさと納税ポータルサイト²²」においても、ふるさと納税の理念として「地域創生」が掲げられている²³。地方創生は重要な国政課題であると考えられており、ふるさと納税に寄せられる期待は大きい²⁴。

また、同サイトでは、ふるさと納税について3つの意義が示され、「納税者と自治体が、お互いの成長を高める新しい関係を築いていくこと」が目指されている。納税者の観点からの意義として、①「納税者が寄附先を選択する制度」であることから、「税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会」になること、②「生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度」であることが示されている。また、自治体に対しては、③「選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけ」となり、自治体間の競争が進むことが期待されている²⁵。

安田信之助・小山修平も、ふるさと納税は租税原則から考えると問題があるかもしれないが、地方創生の政策手段として考えれば一定の意義が見いだせると評価している²⁶。

しかし実際には、自治体間の競争は、制度の認知度の上昇に伴って、「自治体からの豪華な返礼品という形での競争」として過熱していくことになる²⁷。

(3) ふるさと納税の定着と拡大の経緯

2008年に創設されて以来、ふるさと納税の受入額および受入件数は常に右肩上がりに増加しており、2018年度の実

績は、制度の受入額が約5,127億円、受入件数が約2,322万件となった²⁸。制度開始時の2008年度²⁹と比較すると、受入額は約83倍、受入件数は約432倍に増加している³⁰。

2008年の開始当初のふるさと納税では、地方公共団体に対する寄附額のうち適用下限額（5000円）を超える部分が控除対象とされていた³¹。その後、2011年度税制改正により、ふるさと納税と関連する制度が見直され、2011年1月以降に支出した寄附金から、適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられた³²。

多くの地方自治体が返礼品を配布していることから、適用下限額の引き下げによって、利用者により有利な仕組みとなったことに加えて、同年3月11日に発生した東日本大震災の被災地支援の一手段としてふるさと納税が活用されたことで、世間における認知度が上昇した³³。

また、2012年のインターネットサイトの登場と2015年税制改革の2つの出来事は、ふるさと納税を大きく変化させたことと指摘されており、実績も飛躍的に増大させた³⁴。

2012年のインターネットサイトの登場は、ふるさと納税の認知度を一気に上昇させ、利便性も飛躍的に向上させた。メディア等でもふるさと納税の話題が取り上げられるようになり、自治体間の返礼品競争が本格的に始まったといわれている³⁵。ふるさと納税の金額、件数の増加に伴い、参加自治体の数も増加したことで、各自治体の競争が激化していった³⁶。

2015年度税制改正では、「政府の最重点課題である『地方創生』を推進するため」に、「ふるさと納税枠」（控除上限額）が拡大された。それまで原則として自己負担額の

²² 総務省ふるさと納税ポータルサイト「トップページ」<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html>（閲覧日：2020年3月8日）。

²³ 総務省ふるさと納税ポータルサイト「ふるさと納税の理念」<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/>（閲覧日：2020年3月8日）。

²⁴ 佐藤良「ふるさと納税の現状と課題」調査と情報1020号（2018年）7頁。

²⁵ 総務省ふるさと納税ポータルサイト・前掲注（23）。

²⁶ 安田・小山・前掲注（21）73-74頁。

²⁷ 三角政勝「自己負担なき『寄附』の在り方が問われる『ふるさと納税』—寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題—」立法と調査371号（2015年）68頁。

²⁸ 総務省自治税務局市町村税課・前掲注（3）2頁。

²⁹ 2008年度のふるさと納税の受入額は約81億円、受入件数は53671件だった（総務省ふるさと納税ポータルサイト「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数（平成20年度～平成30年度）」<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/results20190802-02.xlsx>（閲覧日：2020年3月18日））。

³⁰ 当初の2年間（2008年度、2009年度）の受入額と受入件数の低調の理由として、安田信之助・小山修平は、国民への周知不足、民主党の反対、下限額の高さ等を指摘する（安田・小山・前掲注（21）57頁）。

³¹ 総務省「平成20年度地方税制改正について」（2008年5月）<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/pdf/080501_1.pdf>（閲覧日：2020年3月8日）。

³² 総務省「ふるさと納税の概要について」<https://www.soumu.go.jp/main_content/000448758.pdf>（閲覧日：2020年3月12日）。

³³ 安田・小山・前掲注（21）57-58頁。

³⁴ 嶋田暁文「『ふるさと納税』再考—その問題点と制度見直しを踏まえて—」地方自治ふくおか69号（2019年）98-99頁。

³⁵ 同上書98頁。

³⁶ 安田・小山・前掲注（21）58頁。

2,000円を除いた全額が控除される限度額が、2015年1月1日から約2倍に拡充された³⁷。

また、申請手続の簡素化を図るため、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設された³⁸。控除を受けるためには、以前は寄附をした翌年に確定申告を行うことが必要だったが、2015年4月1日以後は、確定申告が不要な給与所得者であり、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することで確定申告が不要となった³⁹。

ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用されると、寄附金に係る所得税および個人住民税の寄付金控除額の合計額が翌年度の住民税から控除されることになる⁴⁰。国税である所得税の控除がなくなり、地方税である個人住民税の控除のみに限定される⁴¹。これは、「確定申告を通じて行う場合と比べて、国の負担分がなくなり、代わりに寄附者住所地の自治体の住民税の減少分が大きくなる」ことを意味する⁴²。

2 ふるさと納税における返礼品競争の過熱の背景

(1) ふるさと納税における返礼品の種類

ふるさと納税は、限度額の範囲内であれば、2000円の自己負担で、どの自治体にでも寄附ができる仕組みであり、寄附の見返りに寄附先の自治体から返礼品が贈られることが多いことに特徴がある⁴³。しかし、すべての自治体が返礼品を提供しているわけではなく、返礼品も様ではない。

嶋田暁文は、ふるさと納税の返礼品を、①返礼品を提供しない「純粹寄附型」、②「その自治体ならではの産品やサービス」を返礼品とする「地域内資源活用型」、③「電化製品、航空券、車などを返礼品」とする「地域外資源活

用型」、④「ふるさとに帰郷できない人に代わって、墓の掃除・墓参り、空き家管理、実家の雪下ろしを行う、などのサービス」を返礼品とする「ふるさと代理サービス型」の4つの類型に分けて分析している。「純粹寄附型」や「ふるさと代理サービス型」の返礼品は、ふるさと納税の本来の趣旨に合致するものとして好意的に受け止められてきた一方で、問題視されているのは「地域内資源活用型」の中でも高級な返礼品や、「地域外資源活用型」の返礼品であると指摘している⁴⁴。

総務省が個別に聴取した有識者の意見にも、「特に換金性の高い商品券やポイント制などは、現物ではなく経済的利益による返礼となっており非常に問題」であるとの認識が示されている⁴⁵。

(2) ふるさと納税における返礼品競争の過熱の背景

ふるさと納税が開始される前から、地方自治体間の返礼品競争に対する懸念は示されていた。「ふるさと納税研究会報告書」では、「寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強くおこなうなど、『ふるさと納税』制度を濫用する恐れ」があることが指摘されている⁴⁶。

ふるさと納税については、「返礼品がなければ、制度がここまで定着し、活用されることは無かった⁴⁷」とされている。自治体が返礼品により寄附金の獲得を競うことで、「更に『寄附』の魅力を高めるという相乗効果が発揮されているように見受けられる」との肯定的な意見もある⁴⁸。しかし、「返礼品が過度に重視される」ことが問題視されてきたのも事実である⁴⁹。

2018年9月11日の閣議後記者会見での野田聖子総務大臣（当時）の発言⁵⁰や地方財政審議会の意見⁵¹では、返礼品競

³⁷ 総務省ふるさと納税ポータルサイト「制度改正について」（2015年4月1日）〈https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20150401.html#block02〉（閲覧日：2020年3月12日）。

³⁸ 同上。

³⁹ 国税庁「No.1150 一定の寄附金を支払ったとき（寄附金控除）[平成31年4月1日現在法令等]」〈https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150_qa.htm#q3〉（閲覧日：2020年3月8日）。

⁴⁰ 下村・前掲注（15）934頁。

⁴¹ 嶋田・前掲注（34）98-99頁。

⁴² 知原・前掲注（13）196-197頁。

⁴³ 嶋田・前掲注（34）95-96頁。

⁴⁴ 同上書103-104頁。

⁴⁵ 総務省・前掲注（4）。

⁴⁶ 総務省・前掲注（17）23頁。

⁴⁷ 総務省・前掲注（4）。

⁴⁸ 三角・前掲注（27）59頁。

⁴⁹ 総務省・前掲注（4）。

⁵⁰ 総務省・前掲注（8）。

⁵¹ 地方財政審議会・前掲注（7）11頁。

争の過熱の問題は、一部の地方自治体による逸脱した行為に原因があるとして、当該自治体への責任が強調されている。

しかし、返礼品競争が過熱した背景には、地方自治体だけに帰すことができない制度に内在する問題と外部的な要因がある。制度に内在する問題として、①税の奪い合い、②「ふるさと」の定義による理念と現実の齟齬が指摘されているほか、外部的な要因として、③インターネットサイトおよびマスコミの影響が考えられる。

① 制度に内在する問題——税の奪い合い

制度に内在する原因の一つとして、返礼品による経済的利益の大きさがある。自治体の多くが、利用者の自己負担額を上回る返礼品を寄附の見返りとして提供しており、利用者の経済的利益となっている⁵²。

利用者から見れば、「一定の限度内で住民税等が控除されるだけでなく、寄附を受けた自治体からの返礼として地元の特産品等が送付されることにより、結果として『寄附』を行わない場合よりも経済的な便益を得ること」ができる⁵³。返礼品の送付は、多くの利用者にとって、事実上不可分なものと認識されており、自己負担額を上回る返礼品が期待できる自治体への寄附は、経済的には合理的な行動となる⁵⁴。よって、利用者にとって、より魅力的な返礼品を提供できる地方自治体が、より多くの寄附を集めることとなる⁵⁵。

自治体から見れば、「寄附金の受入額がそのまま歳入の増加につながる」ことから、より多くの寄附を集めるために、自治体間で返礼品競争が過熱していく⁵⁶。自治体にとって、ふるさと納税は、「寄附金額のかなりの部分を返礼品につかっても歳入を増やすことができる仕組み」であり⁵⁷、「少しでも手元に残れば収入増となる」ことから、

返礼品に力が入る⁵⁸。

三角政勝は、「豪華な返礼品を送付したとしても、寄附額と返礼品調達等のコストとの差引額は純収入を得ることとなるため、他の自治体よりも魅力的な返礼品をアピールすることにより、より多くの寄附金を獲得し、追加的な歳入を確保しようとするインセンティブが働く」と主張する。「返礼品の価値は、……寄附額（自治体における事務コストを控除）を下回り、かつ適用下限額の2,000円を上回る範囲内にある限り」、利用者と自治体の双方が経済的利益を得る仕組みとなっている⁵⁹。「『経済的利益の無償の供与』という制度上の建前と、『実質的な節税手段』という現実との間に乖離が存在しており、制度の利用が活性化するほどに、その乖離も拡大していくという可能性が制度の仕組み自体に内在している」と指摘する⁶⁰。

そもそもふるさと納税には、利用者が納める個人住民税の一部について、利用者の居住地である自治体から寄附先の自治体に移転する効果がある⁶¹。よって、税収の流出を防ぐために、返礼品競争が加速していると考えられる⁶²。

嶋田暁文は、ふるさと納税を「税の奪い合いの仕組み」にほかならず、「やらなければ、やられる」ために、「自治体としては、参加したくなくても、参加せざるを得ない」との見解を示す。「参加を望まない自治体を含め、『税の奪い合い』競争に駆り立て、自治体間の対立・分断を惹起するもの」であると捉えている⁶³。

よって、深澤映司が指摘するように、返礼品競争は「事実上の租税競争」である可能性が大きいことから、その対応については租税競争の側面があることを視野に入れる必要がある⁶⁴。

② 「ふるさと」の定義による理念と現実の齟齬

ふるさと納税研究会では、「ふるさと納税」構想を「制

⁵² 佐藤・前掲注(24)6頁。

⁵³ 三角・前掲注(27)59頁。

⁵⁴ 同上書69頁。

⁵⁵ 水田健一「『ふるさと納税』制度とその問題点——寄付金税制のあるべき姿——」名古屋学院大学論集社会科学篇53巻4号(2017年)68頁。

⁵⁶ 佐藤・前掲注(24)6頁。

⁵⁷ 橋本恭之・鈴木善充「ふるさと納税制度の現状と課題」会計検査研究54号(2016年)13頁。

⁵⁸ 土居丈朗「謝礼品合戦の『ふるさと納税』をどうする? 地方創生の『日玉政策』の問題点と解決策」東洋経済ONLINE(2014年10月20日)<<https://toyokeizai.net/articles/-/50954>>(閲覧日:2020年2月29日)。

⁵⁹ 三角・前掲注(27)69頁。

⁶⁰ 同上書73頁。同様に中里透も、「返礼品が商品価値の高いものとなるよう工夫することは、制度本来の趣旨のことをしばらく措けば、『納税者』と自治体双方のインセンティブにかなう合理的な対応」と指摘している(中里透「新たな時代の地方財政に向けて:反常識の(?)地方財政論」地方財政58巻6号(2019年)11頁)。

⁶¹ 下村・前掲注(15)932頁。

⁶² 鈴木善充・橋本恭之「ふるさと納税に関する研究—北海道下の市町村データによる分析—」生駒経済論叢15巻2号(2017年)29頁。

⁶³ 嶋田・前掲注(34)100-101頁。

⁶⁴ 深澤・前掲注(16)74頁。

度化し、設計する上で、最も大切なことは、国民にとって、わかりやすく、使いやすい仕組みとなること」であるとして⁶⁵、『『納税』の対象となる『ふるさと』とすべき地方団体を限定することが適当かどうか、また技術的に可能かどうかという点について検討』された⁶⁶。

「ふるさと」の定義については、「それぞれの納税者が『ふるさと』という言葉に対して持つイメージや考え方は様々であり、……何より納税者の意思を尊重する観点から、『ふるさと』とすべき地方団体を制度上限定することは適当ではない」として、「納税者の意思に委ねることとするのが適当である」と結論付けた。「仮に、理念的に適切な『ふるさと』となる地方団体を意見集約し、制度上、具体的に定義することができたとしても、定義如何によっては、客観的な挙証資料が乏しく、そもそも確認が困難な場合がある」ことや、「仮に確認が可能であっても、そのための事務負担が非常に大きくなる場合がある」ことが理由として述べられている⁶⁷。

現状のふるさと納税も、「自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うこと」ができる仕組みとなっている⁶⁸。

「ふるさと」の定義については、安田信之助・小山修平のように、限定した場合の煩雑な調査による実務的な困難性を挙げて、「『ふるさと』への思いというのは人それぞれであり、官がそれを限定する必要もない」として、「あまり限定する必要はない」との見解がある⁶⁹。

他方で、橋本恭之・鈴木善充のように、「ふるさとの定義を『心のふるさと』でもよいとしたことで、当初の理念と現実の制度の間で齟齬が生じた」との批判もある。事務的な煩雑さに理解を示しつつ、「寄附先を制限しなかったことで、納税者による納税地域の選択という側面を弱め、返礼品の内容による『寄附先』の選択という側面を強めることとなった」と指摘する⁷⁰。

同様に嶋田暁文も、事務的な煩雑さに理解を示しながらも、ふるさと納税の「墮落」の始まりは、「寄附先を出身地以外にも自由に選択できるようにしたこと」であると振り返っている⁷¹。

③ ポータルサイトとマスコミの影響

総務省が個別に聴取した有識者の意見では、制度創設時に想定外の事象として、インターネットサイトの仲介事業者の登場が挙げられている。「寄附者の利便性向上に役立っている反面、誤算だったのは、返礼品の通販カタログ化が進んだこと」であると指摘し、「安易なネットショッピングになっていることが、この制度に多くの批判が集まる要因となっている」として問題視している⁷²。

インターネットサイトに仲介事業者が登場したことで、地方自治体は、仲介事業者による事務手続きの代行を用いることで手間が減ることになるとともに、利用者は、クレジットカード支払いが可能になり、自治体からの返礼品の検索が容易になった⁷³。「どこに寄付するのかではなく、何をもらえるのかという『お得感』が、寄付先を選ぶ最大の判断材料」として利用されるようになった⁷⁴。

また、マスコミ等の報道によって、返礼品による利用者の経済的利益が期待できることが周知されたことも影響している⁷⁵。2015年度改正における「ふるさと納税枠」の拡大の際には、「『お得感』が高まったと受け止められるような記事」により利用が促されたといわれている⁷⁶。

3 ふるさと納税における返礼品の功罪

総務省が個別に聴取した有識者の意見において、返礼品は「両刃の剣」と表現され、ふるさと納税における返礼品には功罪があることが指摘されている⁷⁷。返礼品による自治体や地域への効果、納税者の税への関心の醸成および寄

⁶⁵ 総務省・前掲注(17)3頁。

⁶⁶ 同上書7頁。

⁶⁷ 同上書7-8頁。

⁶⁸ 総務省ふるさと納税ポータルサイト・前掲注(13)。

⁶⁹ 安田・小山・前掲注(21)54頁。

⁷⁰ 橋本・鈴木・前掲注(57)35頁。

⁷¹ 嶋田・前掲注(34)97頁。嶋田暁文は、「寄附といっても実際には税金が目減りにすることに鑑みると、寄附先を、①本人もしくは両親のふるさと、②数年以上住んだことがある地域、③(『関係人口』をカウントする仕組みを構築した上で)自らが『関係人口』の一員として関わっている地域に限定すること」を提案している(同書110頁)。

⁷² 総務省・前掲注(4)。

⁷³ 谷・前掲注(9)3頁。

⁷⁴ 同上書4頁。

⁷⁵ 橋本・鈴木・前掲注(57)13頁。

⁷⁶ 三角・前掲注(27)73頁。

⁷⁷ 総務省・前掲注(4)。

附文化の発展等が評価される一方で、それを上回る問題が生じている。

(1) 地方自治体や地域経済への影響

総務省は、ふるさと納税における返礼品には、「地域資源を活用し、地域の活性化を図る」という役割があることを認めている⁷⁸。総務省が個別に聴取した有識者の意見においても、「返礼品を通じて、ブランド化されていない特産品を知るきっかけとなるとともに、地域や生産者とのつながりを実感できる効果がある」こと、「地方の特産品事業者等の創意工夫（アントレプレナーシップ）を喚起し、企業力の向上に繋がっている」ことが評価されている。また、「返礼品の提供は功罪あるが、間接的に地方における中小地場産業の育成に繋がっている面も重要」であり、「地場産業の発展に寄与している」といった肯定的な意見がある⁷⁹。

地方自治体の実務者のなかにも、返礼品は「有効な宣伝の手段」であり、「地場産業においては、設備投資や雇用創出など波及効果が大きい」との意見がある⁸⁰。

しかし、佐藤主光が指摘するように、現状として、「もはや、ふるさと納税は寄附ではなく、（国が支援する）『官製通販』の性格が強い」ことは否定できない⁸¹。「返礼品で寄附を募るようでは長い目でみて自分たちの地域の『サポーターづくり』にはならない」だけではなく、安定的に寄附を得ることも難しい⁸²。

同様に、嶋田暁文も「特産品等の売り上げに貢献しているかもしれないが、中長期的に見た場合、むしろ、持続可能性を損ねている可能性が高い」と指摘する。ふるさと納税は、「税金を使って特産品購入額の拡大を図るものであり、その経済効果は、この仕組みが続く限りは続くが、『麻薬』のごときのものであり、中長期的にみれば、持続可能性を逆に危うくさせてしまう」と警告を鳴らす⁸³。

総務省が個別に聴取した有識者の意見のなかにも、「現

状は、自治体のインターネット通販の様相を呈しており、ふるさと納税の趣旨とは違ってきている」として、「地方の特産品支援になってしまえば、住民税の減税措置を講じる合理的な理由が失われてしまう」との懸念が示されている⁸⁴。

(2) 納税意識への影響

「ふるさと納税研究会報告書」では、「ふるさと納税」の意義の一つとして「納税者の選択」を挙げる。近代社会の伝統的な税制では、「税制は一度決まれば、国及び地方団体が課税権に基づき強制的に徴税」されるが、ふるさと納税は、「たとえ納税分の一部であっても、納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるという道を拓くものであり」、「税制上そして税理論上、まさに画期的な歴史的意義をもつもの」と評価している。「自分の意思で納税先を選択する」ことで、国民が「税を自分のこととして考え、納税の大切さを自覚する貴重な機会になる」ことが期待されている⁸⁵。

実際に、総務省が個別に聴取した有識者の意見のなかには、ふるさと納税は「税による投票」であり、「住民が自ら納める税に関心を持ち、場合によっては、住んでいる自治体に対して不満の意思を表明することができる」制度であるとして、肯定的な意見もある⁸⁶。

しかし、嶋田暁文は、「納税は、本来『国民の義務』なのであって、『自由選択』という発想とは馴染まない」として、ふるさと納税は「『納税』と称しているがゆえに、納税に対しても、国民の認識をゆがめてしまう」と危機感を募らせている⁸⁷。

知原信良も同様に、返礼品競争の過熱は「納税の大切さの軽視」につながり、「納税意識を高めるどころかむしろ弊害になる」として、返礼品が認められている限り問題解決は難しいと主張する⁸⁸。返礼品をめぐる状況を、「自由に寄附の相手先自治体を選択できることに内在する問題」

⁷⁸ 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（2018年4月1日総務市第37号総務大臣通知）。

⁷⁹ 総務省・前掲注（4）。

⁸⁰ 総務省「ふるさと納税の返礼品に関する地方団体の実務者の意見の概要」（2017年4月1日）<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/11307703.pdf>（閲覧日：2020年2月26日）。この概要は、2017年2月下旬から3月上旬までに、総務省自治税務局市町村税課において、ふるさと納税の返礼品に関する課題とその改善策について、地方自治体の実務者から個別に聴取した意見である。

⁸¹ 佐藤主光「ふるさと納税の現状と寄附文化の定着に向けたあるべき姿」税理61巻15号（2018年）3頁。

⁸² 同上書4-5頁。

⁸³ 嶋田・前掲注（34）101頁。

⁸⁴ 総務省・前掲注（4）。

⁸⁵ 総務省・前掲注（17）1-2頁。

⁸⁶ 総務省・前掲注（4）。

⁸⁷ 嶋田・前掲注（34）102頁。

⁸⁸ 知原・前掲注（13）196頁。

として捉え、自治体が、利用者の「選択を促すインセンティブのために返礼品を贈ることは社会通念から考えて逸脱しているとはいえない」と述べている⁸⁹。そこで、「返礼品が容認されている限り、返礼品を目当てにふるさと納税を利用する者は後を絶たない」として、寄附金制度や住民税など租税への信頼回復を図るために、制度を一旦廃止する案も含めて、「返礼品を一切認めない仕組みを作ること」の必要性を説いている⁹⁰。

(3) 寄附文化への影響

内閣府は、「人々が豊かさや幸せを感じられる経済社会を築いていくためには、……主体的に支えあう共助の精神によって、活力あふれる共助社会づくりを進めていくことが重要」であり、「そのためには、共助社会を担う活動への参加の拡大と、そのような活動を支える寄附の充実が必要」であるとして、寄附文化の醸成を図っている⁹¹。

総務省が個別に聴取した有識者の意見のなかにも、「ふるさと納税をきっかけとして、寄附が身近なものとなり、寄附文化醸成の一助」となっていることを評価する意見がある。「災害時に被災地にふるさと納税が集まるなど、寄附文化を芽生えさせるきっかけとなった」だけではなく、寄附を定着させたとして一定の評価が示されている⁹²。

中里透も、「ふるさと納税については批判的な意見が数多く見られるが、制度本来の趣旨に即した利用が広まっていることにも注目することが必要」であると述べる。「被災自治体に対して、ふるさと納税を活用した支援の輪」が広がったこと、被災自治体の事務負担の軽減のために自治体間の連携や共助が促進されたことを積極的に評価している。しかし、その一方で、「ふるさと納税の人気的一端は、2000円を払えば各地の名産品・特産品などを手に入れることができるお得な通販サイトという側面にあり、そうなること、この制度ははたして寄附金税制といえるのか」と疑問を呈している⁹³。

同様に知原信良も、寄附金控除額の適用引き下げにより、「寄附全般に対する敷居が低くなり災害寄附も含めて

しやすくなったという点」は肯定的に評価している。しかし、「日本の寄附文化を高めることに貢献したとは断定できない」との見解を示す⁹⁴。

地方自治体の実務者のなかにも、「応援したい地域を応援できるという、本来の目的から離れ、モノに釣られて寄附が行われている」ことを指摘する意見もある。「寄附者に対しては、お礼状と寄附事業の報告で十分であり、本来、返礼品は必要ない」ものであるとの意見が出されている⁹⁵。「返礼品は本来不要であり、……返礼品が当たり前になることは寄附文化をゆがめる要因ともなりかねない」との有識者の意見も示されている⁹⁶。

三角政勝によれば、「本来『寄附』とは、行為者の自発的な意思に基づく経済的利益の無償の供与であり、一定の自己負担が伴うことを前提としている」ことから、「返礼品の獲得による利得を目的とした行為は、『寄附』の精神と相容れるものではない」。「そもそも、ふるさと納税は、……一定の範囲において居住自治体から他の自治体への移転を可能とするものであるが、税額控除が大幅に認められることにより、『寄附』に伴う自己負担が極めて低くなっている」ことから、「返礼品の送付の有無にかかわらず『経済的利益の無償の供与』という『寄附』の性格は相当希薄なものになっている」と指摘する⁹⁷。

橋本恭之・鈴木善充も、ふるさと納税の問題点は、「ふるさとを応援するという本来の目的ではなく、返礼品の有無で寄附がおこなわれているということに集約」できると指摘する⁹⁸。

さらに、水田健一は、「現行の『ふるさと納税』制度は、わが国に寄付文化を根付かせるために資するというよりは、むしろそれを妨げるものでしかない」と断じている。「ふるさと納税」の制度は、「大きな欠陥を持った制度である」と主張する⁹⁹。

行動経済学の観点からも、佐藤主光によって問題が指摘されている。寄附は利他心から行われるもの（『内発的動機』）であり、「見返りを求めずに資金を提供する行為」であるにもかかわらず、「ふるさと納税は寄附に見返り（返

⁸⁹ 同上書197頁。

⁹⁰ 同上書198頁。

⁹¹ 内閣府「寄附文化の醸成に向けて」（2014年6月2日）〈<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyojo/dai1/siryou2.pdf>〉（閲覧日：2020年3月15日）。

⁹² 総務省・前掲注（4）。

⁹³ 中里・前掲注（60）10-11頁。

⁹⁴ 知原・前掲注（13）196頁。

⁹⁵ 総務省・前掲注（80）。

⁹⁶ 総務省・前掲注（4）。

⁹⁷ 三角・前掲注（27）71頁。

⁹⁸ 橋本・鈴木・前掲注（57）36頁。

⁹⁹ 水田・前掲注（55）69頁。

礼品)が当然とする風潮を広めかねない」と危機感を示す¹⁰⁰。「寄附文化を発展させる観点からすれば、中長期的には現行の特例控除を縮減・廃止」する必要性を主張する¹⁰¹。

高橋祐介も、「ふるさと納税の最大の問題点は、寄附金でないものが寄附金とあつかわれていること」であると述べて、「返礼品がなければ国民住民から寄附金が集まらないという制度が寄附金税制の本来あるべき姿」なのかと疑問を呈している¹⁰²。

4 地方自治の本旨からみた返礼品の問題点

2019年度税制改正により、ふるさと納税に「ふるさと納税指定制度」が導入され、法文上に「返礼品等」が定められたことは、返礼品をめぐる議論の意味を変質させた¹⁰³。ふるさと納税指定制度の導入以前から、ふるさと納税には、地方自治の本旨にそぐわない側面があることが指摘されてきたが¹⁰⁴、ふるさと納税指定制度の導入により、地方自治の本旨との乖離が顕著になった。

(1) ふるさと納税における返礼品の位置づけ

2019年度税制改正により、総務大臣が定めた基準に「適合した地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定」し¹⁰⁵、指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外となる制度である「ふるさと納税指定制度」(地方税法第37条の2第2項柱書および第314条の7第2項柱書)が導入された¹⁰⁶。

総務大臣による指定の基準として、寄附金の募集を適正に実施する地方団体であり、返礼品等を送付する場合には、返礼品等の額が3割以下であること、返礼品等が「地場産品」であることが求められている(地方税法第37条の

2第2項各号および第314条の7第2項各号)。

これまで、ふるさと納税は、「経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品(特産品)の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提」とされてきた¹⁰⁷。また、ふるさと納税指定制度における総務大臣による「返礼品等」の基準についても、全ての地方団体が返礼品を提供することを前提とした制度に改変しようとするものではないことが示されている¹⁰⁸。

しかし、法文上に「返礼品等」が定められたことで、返礼品等の提供が、法律上も正当化されたと理解することは可能であり¹⁰⁹、「基本的に返礼率3割までの返礼品を許容する仕組みであって返礼品を前提とした税制上の措置であることが明確になった」と指摘されている¹¹⁰。佐藤良による北海道における現地調査においても、「各自治体の返礼割合が3割に収れんしている様子」が確認されている¹¹¹。

(2) 地方自治の本旨からみたふるさと納税の問題点

日本国憲法は、独立した章を設け、「地方自治」を憲法上の制度として厚く保障しており、地方自治の一般原則として、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」(日本国憲法第92条)と規定している¹¹²。

「地方自治の本旨」には、住民自治と団体自治の2つの要素がある。「住民自治とは地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素である」¹¹³。国会や政府が「地方公共団体に関する法令」を規定する際には、「地方自治の本旨」に基づかなければならない(地方自治法第2条11項)。

¹⁰⁰ 佐藤・前掲注(81)5頁。

¹⁰¹ 同上書7頁。

¹⁰² 高橋祐介「ふるさと納税制度の一考察——意義とあるべき姿」地方財務771号(2018年)68-69頁。同様の見解として、嶋田暁文は、「自己犠牲を伴わない制度を『寄附』と呼ぶこと自体」を批判し、「ふるさと納税の最大の問題点は、寄附金ではないものが寄附金と扱われていること」にあると指摘している(嶋田・前掲注(34)102頁)。

¹⁰³ 知原・前掲注(13)197頁。

¹⁰⁴ 高橋・前掲注(102)70頁。

¹⁰⁵ 総務省ふるさと納税ポータルサイト・前掲注(1)。

¹⁰⁶ 総務省自治税務局・前掲注(2)9頁。

¹⁰⁷ 「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」(2015年4月1日総税企第39号総務大臣通知)32頁。

¹⁰⁸ 第198回国会衆議院総務委員会第6号(2019年3月1日)6頁(石田国務大臣発言部分)。

¹⁰⁹ 森稔樹「地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)」自治総研494号(2019年)32頁。

¹¹⁰ 知原・前掲注(13)197頁。

¹¹¹ 佐藤良「北海道におけるふるさと納税の取組(現地調査報告)」レファレンス820号(2019年)77頁。

¹¹² 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法』(岩波書店、第7版、2019年)378頁。

¹¹³ 同上書378-379頁。

地方公共団体には、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」を果たすことが求められており（地方自治法第1条の2第1項）、「その事務を処理するに当つては、住民福祉の増進に努め……なければならない」（同法第2条第14項）。住民の福祉の増進は、「そもそも地方公共団体の存立の第一義的な目的であり、その事務の処理にあたって住民福祉の増進に努めるべきことは、当然の原理」である¹¹⁴。

対して、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」（同法第10条第2項）。この規定は、個人住民税の課税の理念的根拠である負担分任原則を定めている。「地方公共団体が各種の行政活動を行うに当たって要する経費について、その地方公共団体の住民が負担」を分かち合うこと、地方税を含めて、「法律の定めるところによって普通地方公共団体が住民に課するすべての負担」に分担して応ずることを意味している¹¹⁵。

「何が住民の福祉を増進するか」を住民自らが決め、「地域社会の会費」として、その費用を住民自身が負担する¹¹⁶。これは、日本国憲法第92条にいう「地方自治の本旨」である住民自治の理念に基づいている¹¹⁷。地方税は、国税と比較して、「行政主体が提供するサービスから受ける利益に応じて課されるべきとする応益負担原則」の色彩が濃いことに特色がある¹¹⁸。

しかし、ふるさと納税では、利用者が納める個人住民税の一部について、利用者の居住地である自治体から寄附先の自治体に移転させる¹¹⁹。また、ふるさと納税における返礼品は、住民サービスの向上のためではなく、特産品等の購入に使われていることを示している¹²⁰。

つまり、ふるさと納税による「寄附金控除は、寄附金の支出先によっては納税義務者と地方公共団体との租税負担関係を損ない、負担分任原則に反するのみならず住民自治

の理念に反する、という趣旨が含まれるもの」である¹²¹。また、「住民が地方団体から受ける受益と負担の対応関係」を損なうという欠陥もある¹²²。返礼品の有無にかかわらず、ふるさと納税には、地方自治の本旨に反する側面が存在する¹²³。

ふるさと納税の廃止論の代表的論者¹²⁴である片山善博は、他の自治体に寄附する住民が、「寄付額とほぼ同額（2000円を上回る額）の住民税負担を免れ」、「自治体行政に対する部分的フリーライダー現象を生じさせている」ことは、「負担分任の原理によって支えられている地方自治を大きく棄損するもので、憲法92条の『地方自治の本旨』に悖っている」ことから憲法違反であると断じている¹²⁵。

森稔樹も同様に、「『ふるさと納税』自体が負担分任の原則（地方自治法第10条第2項）などに照らして妥当とは言えず、廃止こそが最も健全な発展である」と主張する。2019年度税制改正における返礼品等の規制に対しても、「これまでの姿勢に比べれば一定の評価をなしうるが、逆に言えばそこに留まっている」として、「国が地方税財政の基盤を確保するために努力するという姿勢が見受けられないと捉えられても致し方のないところである」と述べて¹²⁶、国の対応を批判している。

おわりに

本稿では、ふるさと納税における返礼品に焦点を当て、制度の定着と拡大における返礼品の影響を明らかにしたうえで、ふるさと納税において返礼品競争が過熱した要因と、憲法上の論点として、地方自治の本旨からみた問題点について考察した。

ふるさと納税では、地方自治体による過度な返礼品競争が問題視されてきた。国の要請に従わない一部の自治体による逸脱した行為に焦点が当てられ、当該自治体の責任が追及されてきた。

¹¹⁴ 松本英昭「要説 地方自治——新地方自治制度の全容——」（ぎょうせい、第9次改訂版、2015年）251-252頁。

¹¹⁵ 同上書176頁。

¹¹⁶ 高橋・前掲注（102）69頁。

¹¹⁷ 森・前掲注（109）107頁。

¹¹⁸ 宇賀克也『地方自治法概説』（有斐閣、第7版、2017年）176頁。

¹¹⁹ 下村・前掲注（15）932頁。

¹²⁰ 嶋田・前掲注（34）101頁。

¹²¹ 森・前掲注（109）107頁。

¹²² 水田・前掲注（55）75頁。

¹²³ 高橋・前掲注（102）69頁。ただし、高橋祐介はふるさと納税の廃止を主張しているわけではない。ふるさと納税を「返礼品のない寄附金」に限定し、寄附先を「（基本的には）住所地団体内の者」に限定することを提案している（同書70頁）。

¹²⁴ 嶋田・前掲注（34）110頁。

¹²⁵ 片山・前掲注（10）72頁。

¹²⁶ 森・前掲注（109）32頁。

しかし、ふるさと納税における返礼品競争が発生した背景には、地方自治体による行動ではなく、制度自体に内在した要因がある。地方自治体は否応なく「租税競争」に巻き込まれている実態がある。そして、それを促したのは、2015年税制改正による「ふるさと納税枠」の拡大と「ふるさと納税ワンストップ特例制度」であり、インターネットサイト上の仲介業者の登場やマスコミ等の影響がある。

ふるさと納税には、返礼品による自治体や地域への影響、納税者の税への関心の醸成および寄附文化の発展等が効果として挙げられているが、それらを上回る問題があることは明らかである。返礼品による自治体や地域への効果は短期的なものでしかなく、中長期的に見れば弊害の方が大きい。ひいては納税意識や寄附文化を歪めることも懸念

される。

これらに加えて、2019年度税制改正における「ふるさと納税指定制度」の導入により、地方自治の本旨との乖離が顕著になった。これまで返礼品（特産品）の送付は、「寄附の対価としてではなく別途の行為」と捉えられてきたが、法文上に「返礼品等」が定められたことで、ふるさと納税の違憲状態が維持・追認された。

このように、ふるさと納税の問題の本質は、一部の地方自治体にあるのではなく、制度そのものにある。ふるさと納税における返礼品をめぐる責任を一部の地方自治体に押し付け、制度的に内在する問題を黙認する国の責任は重い。

